

青森県報

第三千二百三十号

平成二十二年
四月二十八日
(水曜日)

目次

告 示

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一

障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……二

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三

障害者自立支援法による障害者支援施設指定……………(同) ……四

障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………(同) ……四

道路の区域の変更……………(道路課) ……五

証紙売りさばき人の住所及び名称の変更……………(会計管理課) ……五

公 告

都市計画事業の認可……………(都市計画課) ……五

人事委員会

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……六

公安委員会

技能検定員等の審査の実施……………(運転免許課) ……六

告

示

青森県告示第三百十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
社会福祉法人抱民舎	就労継続B型	弘前市大字高屋三丁目七三五の三	平成三三・三三
社会福祉法人浪岡あすなろ会	知的障害者更生施設	青森市浪岡大字樽沢字上野七四の一	"
社会福祉法人徳誠福祉会	就労継続B型	青森市富田五丁目一四の四一	"
特定非営利活動法人フナシ	就労継続A型	八戸市大字売市字左水門下二丁目三〇三	"
特定非営利活動法人フナシ	就労継続B型	八戸市大字売市字左水門下二丁目三〇三	"
社会福祉法人豊寿会	知的障害者授産施設	八戸市大字妙字分枝二七の一	"
社会福祉法人青森県協会	知的障害者授産施設	八戸市大字妙字分枝四四の一	"
社会福祉法人青森県協会	知的障害者授産施設	八戸市大字妙字分枝四四の一	"

社会福祉法 人浪岡あす なる会	特定非営利 活動法人 の里	特定非営利 活動法人 おぞら	社会福祉法 人W I N G	社会福祉法 人W I N G	有限会社 清	社会福祉法 人抱民舎	社会福祉法 人抱民舎	特定非営利 活動法人 ゝると	社会福祉法 人七峰会	特定非営利 活動法人 の岬福研 研究会
青森市浪岡大字 樽沢字上野七四	青森市浪打一丁 目一二の九	青森市大字牛館 字松枝六三の一	青森市里見一丁 目五の二五	青森市里見一丁 目五の二五	北津軽郡中泊町 大字中里字宝森 二九一の三	弘前市大字高屋 三安田七三五の	弘前市大字高屋 三安田七三五の	五所川原市金木 町朝日山八五の 四	弘前市大字下白 銀町二一の八	弘前市大字笹森 町三七の二一
生活介護	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労継続 支援B型	就労移行 支援	共同生活 援助	共同生活 介護	就労継続 支援B型	共同生活 介護	自立訓練 （生活訓練）	児童デイ サービス
指定障害者 支援施設 らんど苑	障害者就労 継続支援 （A型）事業 所（希望） 蓬田	障害者就労 継続支援 （A型）事業 所 ハートモニ ー	障害福祉サ ービス事業 所 ひまわり	障害福祉サ ービス事業 所 ひまわり	グループ ホーム メイ	SEEDS	ゆいまある	ケアホーム びいた	通勤寮 拓心館	児童デイサ ービス きらり
青森市浪岡大字 樽沢字上野七四	東津軽郡蓬田村 大字蓬田字汐越 一二の一	青森市大字牛館 字松枝六三の一	青森市浜館一丁 目一四の二	青森市浜館一丁 目一四の二	五所川原市金木 町芦野二〇〇の 九九五	弘前市大字田園 四丁目二の九	弘前市大字藤代 字平田一四の二	五所川原市若葉 三丁目四の三	弘前市大字熊嶋 一字亀田一八四の	弘前市大字駒越 字平田二の三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

変更後	変更前	区 分	
社会福祉法 法人桜葉社	弘前市大字 藤野二丁目 一〇の三	名 称	指定障害福祉サ ービス業 者
就労継続 支援A型	就労継続 支援A型	主たる 所在地	障害福祉 サービスの 種類
つがる野 工房	つがる野 工房 センター	名 称	障害福祉サ ービス業 所
弘前市大字 津賀野字瀨 一ノ上四三の	弘前市大字 藤野二丁目 一〇の三	所 在 地	
平成 三・四・一		年 変 月 日 更	

青森県告示第百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法 人青森県協 会	社会福祉法 人青森県協 会	社会福祉法 人青森県協 会	社会福祉法 人浪岡あす なる会
青森市大字幸畑 字松元六二の三	青森市大字幸畑 字松元六二の三	青森市大字幸畑 字松元六二の三	青森市浪岡大字 樽沢字上野七四
就労移行 支援	就労移行 支援	生活介護	短期入所
青森県協 会	青森県協 会	青森県協 会	指定障害者 支援施設 らんど苑
青森市大字幸畑 字松元六二の六	青森市大字幸畑 字松元六二の六	青森市大字幸畑 字松元六二の六	青森市浪岡大字 樽沢字上野七四
〃	〃	〃	〃

青森県告示第百二十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 クシ十五番タ	株式会社 クシ十五番タ	株式会社 クシ十五番タ	株式会社 クシ十五番タ	合同会社 まごころ 介護	合同会社 まごころ 介護	合同会社 まごころ 介護	合同会社 まごころ 介護	社会福祉 法人 楳葉 会	社会福祉 法人 楳葉 会
弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目
重度訪問 介護	居宅介護	居宅介護	居宅介護	重度訪問 介護	重度訪問 介護	居宅介護	居宅介護	就労継続 支援B型	就労継続 支援B型
ケアサポ Iト十五番	ケアサポ Iト十五番	ケアサポ Iト十五番	ケアサポ Iト十五番	まごころ 介護	まごころ 介護	まごころ 介護	まごころ 介護	つがる野 工房	つがる野 工房
弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目	弘前市大字 一宮川二丁目
"	"	三・三・二五	三・三・二五	"	"	三・三・二五	三・三・二五	"	"

次のとおり障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 年 月 日
知的障害者生活支援施設 弘前市弥生荘	弘前市大字中別所字平山一四〇の一	平成三・四・一
指定障害者支援施設りん どう苑	青森市浪岡大字樽沢字上野七四の一	"
青森コロニーリハビリ	青森市大字幸畑字松元六二の六	"

青森県告示第百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 楽晴会	三沢市大町二丁目六の二七	障害者就労トラ ボイス	三沢市大町二丁目六の二七	"
社会福祉法人 青森県すこやか 福祉事業団	青森市中央三丁目二〇の三〇	ライフサポート あおば	青森市青葉二丁目二の二	平成三・四・一

青森県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年五月二十七日まで青森県県土整

備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	軽米名川線	三戸郡南部町大字下名久井字八森三の四から 三戸郡南部町大字下名久井字於為川原四二の四まで	前 前 後	一三・二〇メートルから 一三・二〇メートルまで 三一・二〇メートルまで	四一〇・〇〇メートル 四四六・〇〇メートル 四四六・〇〇メートル	
2	県道	田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字風張一一の四から 三戸郡田子町大字田子字風張九の四まで	前 前 後	一七・五〇メートルから 四四・〇〇メートルまで 四四・〇〇メートルまで	一〇七・〇〇メートル 一一八・〇〇メートル 一一八・〇〇メートル	

青森県告示第三百十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十二年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
十和田市西十三番町四の二八
十和田おいらせ農業協同組合
- 二 変更内容

1 変更前の住所及び名称

むつ市横迎町一丁目一の三五

はまなす農業協同組合

2 変更後の住所及び名称

十和田市西十三番町四の二八

十和田おいらせ農業協同組合

公 告

都市計画事業の認可

青森都市計画事業の認可について、平成二十二年四月十五日東北地方整備局告示第

百二号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年四月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路事業（三・四・三号蛭貝八重田線及び三・四・二十四号筒井大矢沢線）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県青森市奥野三丁目、奥野四丁目、桜川六丁目、桜川八丁目及び筒井二丁目地内

2 使用の部分

青森県青森市奥野三丁目、奥野四丁目、桜川六丁目及び筒井一丁目地内

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中、「並行在来線調整監、新幹線開業調整監」を「新幹線・並行在来線調整監」に、「事務を担当するもの及び行政経営推進室」を「事務を担当するもの並びに秘書課及び行政経営推進室」に改め、同表出納局の項中「課長代理」の下に、「(会計管理課に置くものに限る。）」を加え、同表人事委員会事務局の項中「副参事」を削り、同表監査委員事務局の項及び労働委員会事務局の項中「次長」を削る。

別表第二号の表美術館の項中「次長」を削り、同表備考第二項中「第三十一条第四項」を「第三十一条第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十九号

平成二十二年技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年四月二十八日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 審査の種類、期日、場所及び項目

審査の種類	審査期日	審査場所	審査項目
教習指導員（普自一） 技能検定員（普自一）	平成二十二年六月一日から同月九日まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	教習に関する技能及び知識 技能検定に関する技能及び知識
教習指導員（大型）	平成二十二年	右 同	教習に関する

<p>技能検定員 (大型) (中型) (普通) (三種)</p>	<p>教習指導員 (大型) (中型) (普通) (三種)</p>	<p>技能検定員 (普通)</p>	<p>技能検定員 (大型) (中型) (牽引特)</p>	<p>技能検定員 (大型) (中型) (牽引特)</p>
<p>平成二十二年六月二十三日午後八時三十分まで</p>	<p>平成二十二年六月二十三日午後八時三十分まで</p>	<p>平成二十二年八月三十日午前八時三十分まで</p>	<p>平成二十二年七月二十日午前八時三十分まで</p>	<p>平成二十二年六月十日から同月二十五日まで(土曜日・日曜日を除く)の午後一時から午後五時まで</p>
右	右	右	右	右
技能検定に関する知識及び技能	教習に関する知識及び技能	技能検定に関する知識	教習に関する知識	技能及び知識

<p>教習指導員 (大自二) 技能検定員 (大自二)</p>	<p>平成二十二年七月九日の午前八時三十分まで</p>	<p>平成二十二年七月二十三日の午前八時三十分まで</p>	<p>平成二十二年七月二十三日の午前八時三十分まで</p>	<p>技能検定に関する知識</p>
右	右	同	同	技能及び知識

- 二 申請手続
- 1 申請書類の受付期間及び提出先
 - (一) 各審査日の一月前から審査当日まで
 - (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四
青森県警察本部交通部運転免許課
 - 2 提出書類
 - (一) 審査申請書
写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。
 - (二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。
 - (三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一條に定める書類を審査当日提示すること。
 - 3 審査手数料
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第九十一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。
 - 4 その他
- (一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

(注) 自衛隊教習所にあつては、種類欄の(普通)を(大型)と読み替えること。

(〇) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課（電話〇一七 七八二 〇〇八一）（内線三三三）に問い合わせる。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭